

## 告 示

### 埼玉県告示第二百十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第四条第一項の規定により土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により公告する。

平成二十九年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 施行者の名称及び住所

久喜市菖蒲町菖蒲地区開発共同企業体

埼玉県入間市東町一丁目一番三号

#### 二 事業施行期間

平成二十九年二月十日から平成三十年一月三十一日まで

#### 三 施行地区

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲字伊勢浦及び字陣屋の各一部

#### 四 土地区画整理事業の名称

久喜都市計画事業菖蒲町菖蒲土地区画整理事業

#### 五 事務所所在地

埼玉県入間市東町一丁目一番三号

#### 六 施行認可の年月日

平成二十九年二月十日

#### 七 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

#### 八 公告の方法

事務所及び久喜市役所の掲示場に掲示して行う。